

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業

(1) 事業の概要

家庭部門からの温室効果ガス排出量は、2008年度速報値において、1990年度比+35%と著しく増加しており、家庭部門の対策強化が喫緊の課題となっている。また、エコポイント等の経済対策によって景気下支えの効果が出始めているものの、引き続き、裾野の広い家電関連産業における売上げが低迷し、産業や雇用に大きな影響を与えるおそれがある。

本施策は、高い省エネ効果を有するグリーン家電(エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ)の購入に対して様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを付与するもの。7月1日からエコポイントの申請受付を開始し、一定の成果が得られているところであるが、エコポイント発行期間を延長するとともに、制度の改善を図ることで、より一層、地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図る。

(2) 事業計画

統一省エネラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビの購入に対して、様々な商品・サービスと交換できるエコポイントを発行する期間を9か月延長する(平成22年3月31日から、平成22年12月31日まで延長。)あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手を改善する。さらに、テレビのトップランナー基準の強化に伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定するとともに、エコポイント上の優遇措置によって省エネ効果の高いLED電球などへの商品交換を促進する。

(3) 事業実施主体 エコポイント事務局

(4) 予算額 79,388百万円

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業<2321億円>

(3省共同事業：環境省794億円、経済産業省794億円、総務省734億円)

【目的】 CO2の削減、 経済活性化、 地上デジタル放送対応テレビの普及

【施策内容】

適用期限を平成22年12月31日まで延長(従来は平成22年3月31日まで)

申請手を改善

エコポイントの対象となるテレビについて、より省エネ性能の高い製品に限定

エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球等の商品交換を促進

